



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

橋本 虎之助

【はじめに】

平成 27 年度日本弁理士会の 6 つの重点施策の一つである「日本弁理士会の総力を結集した地域知財活性化活動を展開します」に関連して、「弁理士知財キャラバン」が立ち上がりました。

その背景には、いまだ知財制度の裾野の広がりは十分でないこと、平成 27 年度は弁理士が「知的財産に関する専門家」である使命条項が加わった歴史的出発点であり、日本弁理士会は弁理士の社会的使命を全うするための施策を会員とともに、積極的に推進していく決意を新たにしたこと等が挙げられます。

「弁理士知財キャラバン」事業について、日本弁理士会本会、支部が協力して取組を本格化させており、こうした事業等により、中小企業が知的財産を活用し、競争力を強化し、成長を確かなものにするのが期待されることです。

以下、私が担当しております委員会等について、ご報告させていただきます。

【知的財産支援センター】（正担当）

知的財産支援センターは、90 名近い委員からなる附属機関です。①知的創造活動の奨励及びその成果の発掘、②知的財産権の取得及び活用の振興、③知的財産権の取得及び活用に関する啓発、教育、指導、相談並びに情報提供、④その他知的財産権制度の発展に必要と認められる事業、⑤その他、本会が必要と認める支援事業に取り組んでいます。

平成 27 年度は、「使命条項創設元年の今、弁理士の

使命の担い手たることを誇りとして、力強く前進しよう！」を基本スローガンに取り組んでいます。活動の主な柱は、①使命条項に記載された「知的財産権の利用の促進」を担保しうる積極的対外支援（中小企業支援の積極的取組、出願援助事業の積極的活用、教育支援の充実化、協定を軸とした活動、復興支援）、②知財総合支援窓口への適正な対応、③対外的支援活動におけるセンター機能の実行です。その活動として、例えば、地方自治体との知財支援協定として、本年 7 月 14 日には徳島県と協定が締結されたり、独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携が本格化したりしてきています。

【知財経営コンサルティング委員会】（正担当）

知財経営コンサルティング委員会は、60 名以上の委員からなる日本弁理士会の中でも人数の多い委員会です。①知財経営・産学連携に関する調査・研究、②知財経営コンサルティングに関する調査、研究及び標準モデルの立案に取り組んでいます。

本委員会は、弁理士知財キャラバン活動を担う知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を多数育成し、支援能力を強化することを目的とする「弁理士知財キャラバン 履修支援員となるための研修」の企画・実行の中心的役割を担っています。その他、中小企業等に対する弁理士の知財経営コンサルティングによるオープン・クローズ戦略等の調査・検討、知財経営コンサルティングに関する手法・研修教材の開発及び研修の実施等に取り組んでいます。

【貿易円滑化対策委員会】（正担当）

貿易円滑化対策委員会は、①知財の模倣対策に関する調査・検討、②関税法等による水際取締りに関する検討、③上記①、②の事項に関し、関係官庁・諸団体等に適切に対処すること、④調査研究成果物の内外への発表に取り組んでいます。その活動として、例えば、平成 27 年度は、本年 7 月 10 日福岡で開催された九州支部 10 周年記念事業の知的財産セミナーの中で税関セミナーを行い、今後、大阪、名古屋及び函館で同様な税関セミナーの可能性につき検討を行っています。

【中小企業支援統括本部】（正担当）

中小企業支援統括本部は、平成 27 年度に設置され、日本弁理士会会長を本部長とし、日本弁理士会の中小企業支援事業と関係する既存組織を統括します。これにより、新たな中小企業支援策である弁理士知財キャラバン活動のほか、既に行われている中小企業支援もが一元的に管理され、迅速な意思決定のもとに、日本弁理士会全体が一丸となって中小企業支援に向けて踏み出すことができます。

【キャラバン統合ワーキンググループ】（正担当）

キャラバン統合ワーキンググループは、中小企業支援の実行力を高めるため、中小企業支援統括本部とともに設置されました。このワーキンググループにより、各既存組織との関係の下に、弁理士知財キャラバンの設置事務、支援員研修、具体的支援業務など、弁理士知財キャラバン活動を積極的に推進します。また、各支部と関係しながら、各地の弁理士知財キャラ

バンへの指導連絡と情報共有を図ります。

【知財総合支援窓口に関する運営ワーキンググループ】（正担当）

知財総合支援窓口に関する運営ワーキンググループは、知財総合支援窓口の運営に関する関係組織間の連絡及び調整を行っています。

一昨年度から、47 都道府県に置かれた知財総合支援窓口に、弁理士が知財専門家として常駐することとなり、その推薦に日本弁理士会が協力をしています。この常駐弁理士制度が適正に運営されるように、本ワーキンググループとしては、知的財産支援センターのもと、中小企業支援統括本部及び各支部と関係しながら必要な対応をしていきます。

【支部長会議】（正担当）

支部長会議は、会則第 115 条の規定に基づき会長が開催する会議です。会長と支部長との意見交換等を図る上で重要な会議です。

【関東支部】（正担当）

関東支部は、平成 18 年 3 月 15 日に設立された支部です。種々の支部活動を展開しており、平成 27 年 7 月には弁理士知財キャラバン活動として関東キャラバンの立ち上げ、平成 28 年 2 月には関東支部 10 周年記念事業の開催を行います。

【その他】

国際活動センター、知財システム検討委員会は、副担当として会務活動を行っています。